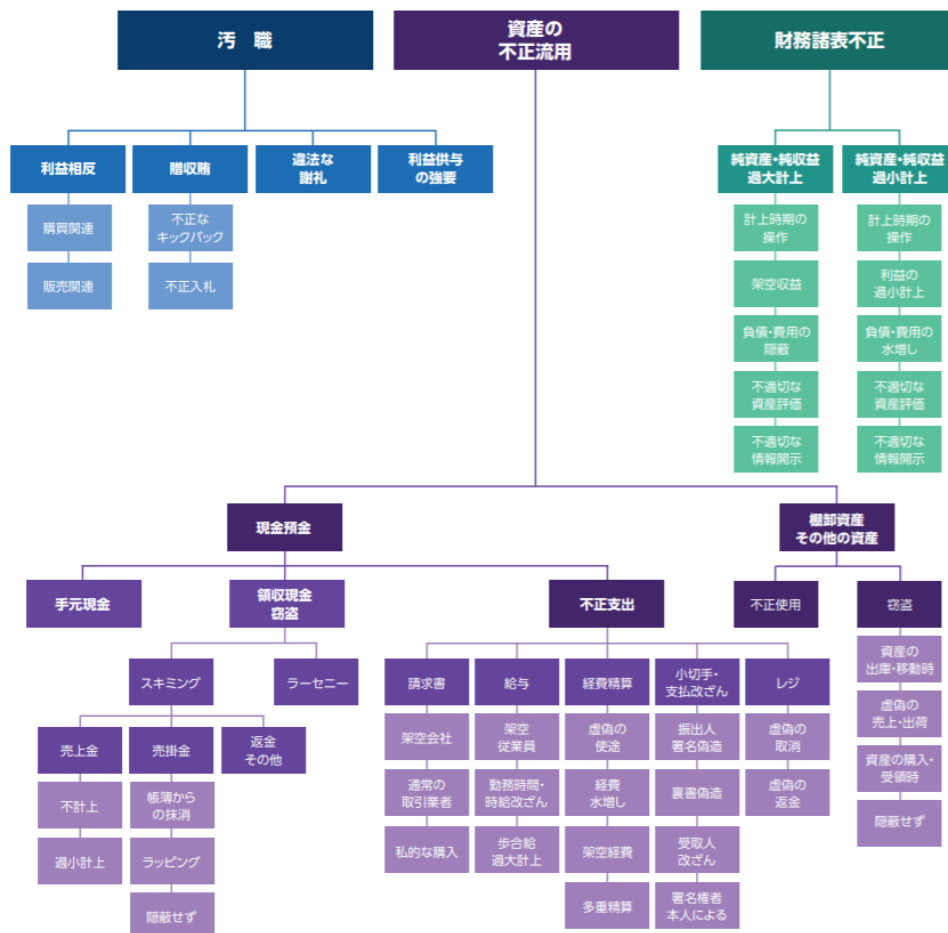


## 不正対策としての会計基礎教育への期待

### 1. 不正の分類と傾向

不正にはさまざまな手口・種類があります。ACFE(公認不正検査士協会)の分類(注1)によると、不正は「汚職」、「資産の不正流用」、「財務諸表不正」の3つに整理されます。

【図：不正の体系図】



会計不正として報じられる粉飾決算や横領は、「財務諸表不正」や「資産の不正流用」にあたります。ACFEによると、「不正件数に占める割合」は、資産の不正流用が86%と最も多く、財務諸表不正が10%で最も少ない一方、不正による「損失の中央値」は、財務諸表不正が最も大きく、資産の不正流用が最も小さくなっています。

	資産の不正流用	汚職	財務諸表不正
件数に占める割合	86%	43%	10%
損失中央値	\$100,000	\$200,000	\$954,000

(注1) ACFE(公認不正検査士協会)「2020年度版 職業上の不正と濫用に関する国民への報告書」 図3.職業上の不正と濫用の分類(不正の体系図)。この報告書では、2018年1月から2019年9月の間に調査が行われた世界125の国と地域における職業上の不正事例2,504件を対象に分析しています。なお、一つの不正事例において複数種類の不正が行われていることがあるために、合計が100%になっていないものと考えられます。

## 2. 財務諸表不正は罪の意識が低い？

財務諸表不正は、不正件数が少ない割に損失額が大きくなってしまいます。各企業は財務諸表不正対策のため、内部統制の構築に取り組んでいるはずですが、財務諸表不正には経営者の指示や黙認を伴い、内部統制が無効化されていることが少なくありません。

会計不正を起こした企業の調査の現場では、デジタルデータを含む証拠を収集・分析し、関係者にヒアリングを行いますが、資産の不正利用（横領等）と異なり、財務諸表不正（粉飾決算等）を行った経営者や従業員は、財務諸表不正の重大さを理解していないのではないかと感じる 경우가多くあります。例えば、「営業は売上を獲得してくるまでが仕事であり、売上が適切に決算に反映されているかどうかは経理の仕事だから一切関知しない」と考えている取締役、「売上の前倒計上や原価・費用の繰延計上、工事原価の付け替えなどは、時期がずれるだけなのでたいした問題ではない」と考えている管理職、「上司に指示されたので、おかしいなどは感じながらも淡々と従って、不適切な会計処理を行ってしまった」従業員などです。

内部統制の必要性について非上場会社等に説明するときも同様に感じることもあり、内部統制の4つの目的のうち、「業務の有効性及び効率性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」は比較的理解が得やすいのに対して、「財務報告の信頼性」については「会計はわからないから」というエクスキューズを口にする方も少なくありません。財務報告の信頼性とは何か、適正な財務報告を行うことがなぜ必要なのか、といった会計の基礎的な理解が浸透していないようです。

### 【会計不正事件において会計リテラシーの低さを指摘されている例】

A社においては、業種や過去の不正事案から、特に会計不正リスクについては十分な注意を払って管理することが求められていたにもかかわらず、会計不正リスクに対する取り組みが不十分であった。その背景にはA社の経営陣の会計リテラシーの低さが存在する。また、本件不正行為を主体的に行った従業員はもちろん、その上司における会計リテラシーの低さにより承認機能不全に陥っていた。

\* 公表されている調査報告書を基礎に弊社加工

## 3. 会計基礎教育の必要性と現状

このような理解不足が生じる原因の一つとして、日本においては会計や金融に関する基礎教育がなされておらず、会計リテラシーを身に付けるための教育の機会が乏しいことが考えられます。高校や大学で会計を学んだ人以外は、社会に出て就職した企業で初めて会計に触れることとなります。基礎教育なく実務を通じて身に着けるわけですから、所属企業における会計に対する考え方や教育研修の程度によって、その人の会計に対する理解や姿勢が大きく左右されることとなります。

もし会計を軽視する風土（価値観、雰囲気）がある企業に所属した場合、目の前の仕事を処理できていれば、不正行為の黙認など問題のある行為を行っていたとしても、上司から指導をうけることもないでしょう。そのうちにそうした風土に染まってしまい、不適切な会計処理にも疑問を抱かなくなってしまう、あるいは、おかしいなと思っても声を上げられない（声を上げる合理性がない）状況になることは、想像に難くありません。

このような現状を受けて、会計基礎教育を推進する取り組みが行われ、2021年度から開始する文部科学省公表の「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編」では次のような記述が盛り込まれ、教科書でも企業会計や会計情報の提供・活用に関する記述が取り入れられました。

資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を営んだり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である。

また、日本公認会計士協会では、ライフステージにおいて必要な会計リテラシーと家計管理・生活設計・社会生活との関連性を示した「会計リテラシー・マップ」を作成し、アカウントビリティの理解が会計リテラシー全体の基盤となっていることも示しています。

中学校における会計基礎教育は2021年度から実施されたばかりであり、教育現場へのアンケートでは「企業会計」や「会計情報」の内容について、「具体的な内容まで知っているわけではない」「全く知らない」という回答を合わせると90.5%、「会計」を授業で取り扱う上で不安が「ある」との回答が90.6%を占めています（注2）。まだまだ課題は多い状況ではありますが、会計基礎教育の推進により、社会一般における会計に対する理解が深まっていくことを期待したいと思います。

（注2）日本公認会計士協会「中学校における「会計基礎教育」対応状況調査の結果について」2021年6月


## 本件に関するお問い合わせ

### リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B  
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／税理士／中小企業診断士  
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

### 発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 <a href="https://legalex.co.jp">https://legalex.co.jp</a>

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。